

天草市建築審査会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天草市建築審査会条例(平成23年天草市条例第41号)第5条の規定に基づき、天草市建築審査会(以下「審査会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、これを公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。

天草市情報公開条例(平成18年天草市条例第18号)第7条各号に規定する非公開情報に該当する事項について審議するとき。

審査会が公開を不相当と認めたととき。

2 会長は、前項第2号の規定により公開しないことと決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で会議の開会時刻までに自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、審査会の事務局職員の指示に従って会議の会場に入室しなければならない。

2 傍聴の受付は、先着順に行うものとし、次条に規定する定員に達し次第終了する。

(傍聴人の定員)

第4条 会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会場の都合により、会長がそのつど定める。

(傍聴人の遵守事項等)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

会議の会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に会長の許可を得たときは、この限りでない。

前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような

行為をしないこと。

- 2 会長は、傍聴人が前項各号に掲げる事項に違反した場合は傍聴人に注意し、なお傍聴人が従わないときは、傍聴人を退場させることができる。
- 3 傍聴人は、第2条第1項ただし書の規定により会議を公開しないこととされたときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 前2項の場合において、傍聴人が退場しないときは、会長は、庁舎管理者に対して、天草市庁舎等管理規則(平成18年天草市規則第60号)の規定に基づき当該傍聴人を退去させるよう要請するものとする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年1月10日から施行する。